

議第238号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

相 手 方	
事 件 の 種 類	損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、京都市家庭系一般廃棄物収集用指定袋（資源ごみ用。以下「指定袋」という。）の製造の請負契約（以下「本件契約」という。）を本市と締結し、本件契約に基づき製造した指定袋を本市が指定した場所に納品した。しかし、当該指定袋は、本件契約の仕様を満たしておらず、本市が実施した検査に合格しなかった。また、相手方が当該仕様を満たす指定袋を納品する見込みがないことから、本市は、本件契約を解除した。</p> <p>平成18年10月1日からの家庭系一般廃棄物の処理の有料化に間に合わせるため、本市は、相手方とは別の事業者と緊急に指定袋の製造の請負契約を締結したが、その製造に係る単価が本件契約の単価を上回ったことから、指定袋の製造に要する費用が増加した。</p> <p>この増加した費用に相当する額（15,724,110円）は、相手方が本件契約を履行しなかったことにより本市が被った損害であることから、本市は、相手方に対し、当該金員を支払うよう請求したが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該金員及び遅延損害金の支払を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。</p> <p>なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。